

令和7年度訪問看護ステーションの大規模化等に対する 補助制度概要

1 補助金名称

埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費補助金
(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業)

2 補助対象となる事業者について

介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第41条第1項の規定による埼玉県知事又はさいたま市長、川越市長、川口市長、越谷市長若しくは和光市長の指定を受けた既存の訪問看護ステーション(前年度に介護報酬の請求をしていない事業所、併設の施設のみに訪問看護を提供している事業所、及び開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院・診療所を除く。)を開設する者。

3 補助要件

(1) 大規模化

緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと。

その場合、常勤の看護職員を1名以上増員し、増員後の看護職員の配置員数が常勤換算方法で5.0以上とすること。

※増員する常勤看護職員の雇用が決定し、雇用契約書等において雇用日及び研修期間(当該職員がサービスを提供することによる報酬請求をしない期間)が明確である場合に、補助金の申請ができます。

※本補助金を受けることにより、新たに緊急時訪問看護加算の取得またはサービス提供地域の拡大等がない場合は本補助金の対象となりません。

(2) サテライト型事業所設置

埼玉県知事指定の事業所にあつては「サテライト事業所の設置に係る取扱指針」(令和3年10月27日一部改正)に適合するものであること。

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/241220sateraito.html>)

※さいたま市長、川越市長、川口市長、越谷市長又は和光市長指定の事業所にあつてはそれぞれの市のサテライト事業所に関する指導に適合するものであること。(詳しくは市担当課にお問い合わせください。)

※あらかじめ所管の福祉事務所等に相談し、設置が可能であることを確認している場合に補助金の申請ができます。

(3) 基準日

「大規模化」の場合は増員する看護職員の研修期間終了の翌日、「サテライト型事業所設

置」の場合は開設日です。

(4) 補助対象外となる場合

ア 申請者が過去にこの補助金を受けた事業所の直近（申請日が属する月）の看護職員の常勤換算人数が以下の場合

- ・大規模化の場合は、当該補助金の実績報告書に記載された大規模化後常勤換算人数未滿
- ・サテライト型事業所設置の場合は、介護保険法の変更届出書提出時の常勤換算人数未滿

※以下の点に注意してください

- すでに補助金を交付されている事業所であっても、人員配置数の維持等を怠り、補助金の交付目的に反する状況等が確認された場合、補助金の交付決定を取消し、補助金の返還を求める場合があります。
- 大規模化の補助を受けた施設がサテライト型事業所の設置をする場合、大規模化基準日時点の常勤換算人数内でサテライト型事業所に配置することはできません。
(例：基準日時点が 5.0 であった施設で、直近の常勤換算が 5.5 であり、サテライト型事業所に 1.0 の配置をしようとする場合、本体事業所の常勤換算は 4.5 となるため、基準日時点 (5.0) を満たしているとは言えないため、補助対象外となります。)
- 大規模化とサテライト型補助金を同年度に申請することはできますが、大規模化でも職員を採用し、サテライト型事業所に配置する職員も新たに採用等して確保する必要があります。
- 過去に大規模化の補助を受けている場合、本体事業所で補助を受けた時点での人員未滿の場合は申請することはできません。

(例：過去補助時点：7.0（うち本体事業所 6.0、サテライト事業所 1.0）

補助申請時点：8.0（うち本体事業所 5.0、サテライト事業所 3.0）

では申請することができません)

過去にサテライト事業所の補助を受けている場合も同様に、サテライト事業所の看護職員の常勤換算未滿の場合は申請することはできません。

- 過去に補助を受けたサテライト事業所が廃止した場合、次の①～④のいずれかを満たす場合には、申請を認めることとします。

ただし、申請を認めるのは大規模化もしくは他の本体事業所のサテライト事業所のみで、一度やめたサテライト事業所を再度設置するための補助申請は認めません。

(1 本体事業所に対し、1 か所しかサテライト事業所を設置することはできな

いため、1 本体事業所に対し、サテライト事業所の補助は 1 回のみ)

また、本体事業所へ変更する際や、廃止により備品を廃棄する際は、別途財産処分の承認が必要です。

- ① サテライト事業所を本体事業所へ変更していた場合

変更後の本体事業所が申請時点で継続し、かつ過去の補助当時の人員配置数を維持している場合には、申請を認めます。

② サテライト事業所を廃止した後、自費でサテライト事業所を設置した場合

サテライト事業所を復活し、補助時点の人員配置数を満たした場合には、申請を認めます。

③ 6年間サテライト事業所を継続した場合

サテライト事業所を6年間（本体事業所へ変更していた場合、サテライト事業所の期間と当該本体事業所の期間とを通算することを認める）継続した場合には、その後廃止していても申請を認めます。

ただし、補助当時の本体事業所とサテライト事業所の人員配置数の合計が申請時点の本体事業所で維持されている場合のみ申請できます。

④ サテライト廃止から5年が経過した場合

サテライト事業所の廃止（本体事業所へ変更していた場合、当該本体事業所の廃止）から5年が経過していれば、申請を認めます。

ただし、補助対象経費も当該経過日以降の経費のみが補助対象となります。（例：廃止がR4.9.1であった場合、R9.9.1以降であれば申請が可能だが、R9.12.1が大規模化の基準日であった場合、R9.6.1からではなく、R9.9.1以降の経費が補助対象となります）

これはサテライト事業所設置の補助だけでなく、大規模化の補助を受けた本体事業所が廃止してしまった場合にも、同様に廃止から5年経過した場合は、申請を認めます。

イ 大規模化事業の補助を申請する事業所において、基準日時点で、以下の間の一番多い常勤換算から1.0以上の増がない場合

自：基準日前6か月もしくは、人件費の最初の補助対象とする方の入職日、いずれか早い日の前日が属する月の前月

至：人件費の最初の補助対象とする方の研修期間終了日が属する月

※ 一番多い常勤換算だった時点から基準日までの間に退職する者がいた場合には、その人数を除いた人数分のみ補助対象となります。退職者等の代替職員は補助の目的に則していないため、補助対象外です。

※ 常勤換算数は、研修期間中の人は除いてください。

（例）

① 基準日前6か月（6/1）もしくは人件費の最初の補助対象とする者（A）の入職日（5/1）いずれか早い日（5/1）の前日（4/30）が属する月の前月時点（前日が当該月の初日の場合はその更に前月時点）は3月

② 人件費の最初の補助対象とする者（A）の研修期間終了日（7/31）が属する月（終

了日が当該月の初日の場合は前月時点）は7月

③ 3月～7月の間の一番多い常勤換算は5.0

④ 5.0→6.0の差（B分）のみ補助対象

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		1名 退職	5/1 A入職	基準日前 6か月		8/1 A 本採用	9/1 B入職			12/1 B本採用 ＝基準日
常勤 換算	5.0	4.0	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0	6.0

ウ 看護職員以外の職員を増員する場合。

※補助対象となるのは「看護職員（看護師、准看護師）」のみであり、理学療法士や作業療法士等は補助対象外となります。

常勤換算も、看護職員のみで換算してください。

エ すでに、大規模化事業及びサテライト型事業所設置事業が完了している場合。

※ 大規模化にあたっては、増員した常勤看護職員の研修期間が終了している場合。
また、研修期間の設定がない場合は、雇用契約日が到来している場合。同一事業所について、既に同年度中に大規模化の補助をしている場合。

※ サテライト型事業所設置にあつては、介護保険法の変更届出書に記載の変更新年月日が到来している場合。

オ 災害イエローゾーンにサテライト事業所の新規整備を行う場合、交付要綱第4条(14)で定められている条件を満たすことが確認できない場合。

※ 災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域のことを言います。

1 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

2 浸水想定区域等

- ① 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域

- ② 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域
- ③ 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項の都市洪水想定区域、同法第 32 条第 2 項の都市浸水想定区域

カ 有料老人ホーム（サービス付き高齢者住宅など高齢者向けの住宅等を含む）等に併設等され、その施設のみにしか訪問看護を提供しない事業所である場合。（サテライト事業所も含む）

キ 事業の実施が確実でない場合

※「大規模化」の場合、補助要件である常勤看護職員の雇用が決まっていない場合。

※「サテライト事業所の設置」の場合、サテライト事業所設置について所管する福祉事務所等との事前協議がされていない場合。

4 補助上限額

496 万円もしくは補助対象経費の実支出額のうち、いずれか少ない額となります。

予算の範囲内で補助を行うものですので、申請書の受付状況によっては補助できない場合もあります。

5 補助対象経費

大規模化又はサテライト事業所の設置に伴う必要経費のうち、補助対象期間（詳細は８ページ「６ 補助対象期間」を参照）において生じた備品購入費、使用料、給料、委託料等が対象となります。

[illegible]

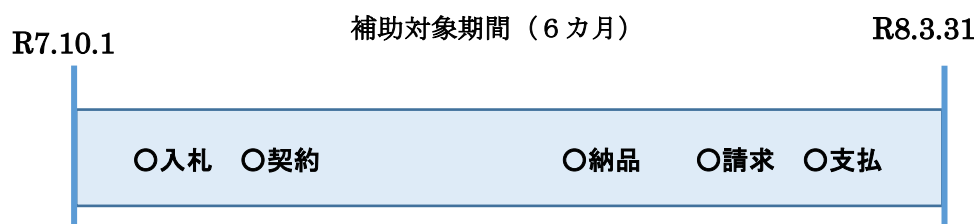
	※事業所案内ホームページ製作 ※職員募集広告の求人情報誌への掲載 ※職員募集広告の求人情報サイトへの掲載 ※職員雇用のための人材紹介
--	--

6 補助対象期間

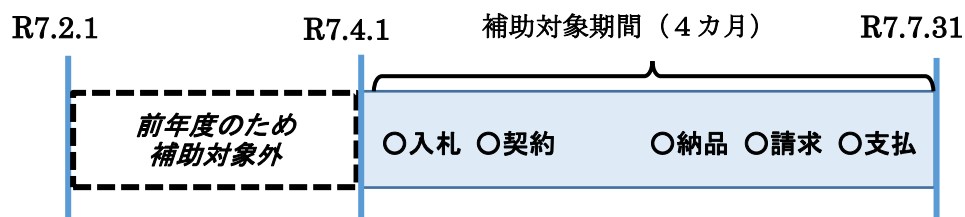
基準日	【大規模化の場合】 増員する常勤看護職員の研修期間終了の翌日 ※研修期間がない場合は、入職日とする。 【サテライト型事業所設置】 サテライト型事業所設置の日
原則	・ 基準日の前6ヵ月（ただし、令和7年度中に限る） ・ 契約（入札）・納品・請求・支払いは、補助対象期間内に完了しなくてはならない。
例外	・ 給与など社会通念上支払いが翌月となる経費は、補助対象期間外に支払がされた場合も補助対象となる。 ・ ただし、契約日及び契約上の納品予定日を補助対象期間外に設定したものは大規模化等の準備経費とは見なせず、補助対象外となる。

★補助対象期間のイメージ

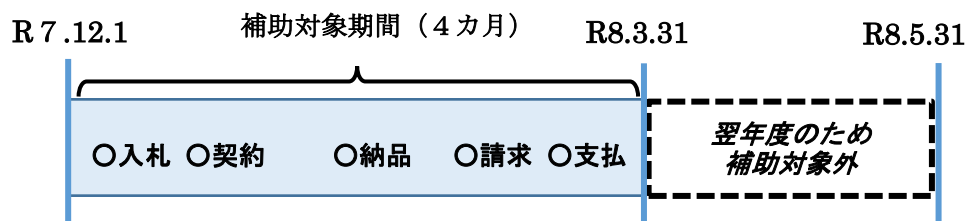
例1 基準日…令和8年4月1日



例2 基準日…令和7年8月1日



例3 基準日…令和8年6月1日開設



7 物品の購入手続き

埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金による物品の購入等のための契約は、県が行う契約手続の取扱い準じて、原則として一般競争入札によらなければなりません。

この取扱いによらずに契約した場合は、補助対象とすることができません。

なお、下記手引きに入札に必要な様式等が掲載されていますので、参考としてください。

「社会福祉法人向け『契約事務の手引』(埼玉県福祉監査課、令和7年4月1日改訂)

【URL】 <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0606/houjin-sido.html>

※埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱 第10条(1)

県補助対象事業者が県補助対象事業を行うために締結する契約については、原則一般競争に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

※埼玉県財務規則 第102条の2(随意契約によることができる予定価格)

政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

二 財産の買入れ 百六十万円

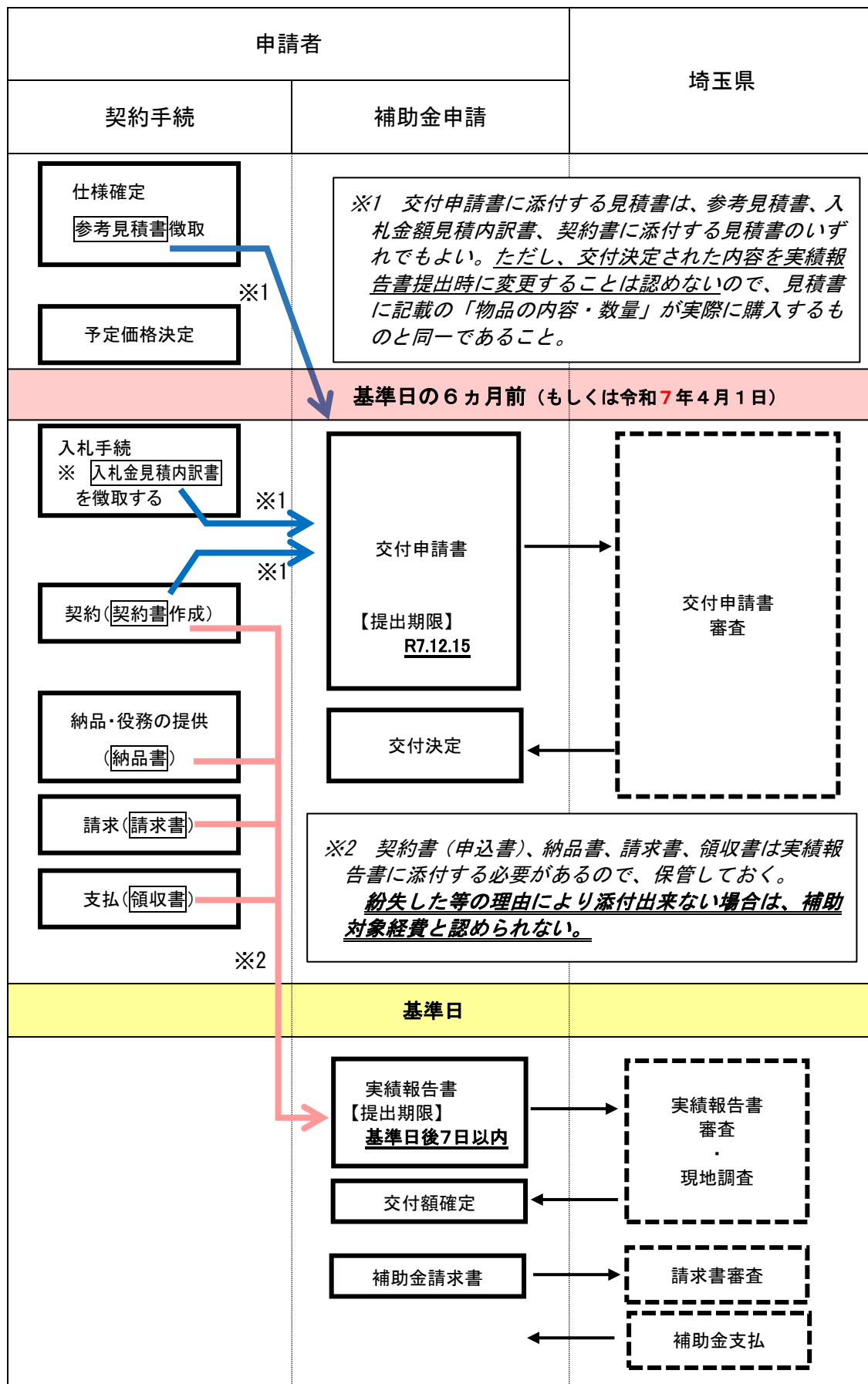
予定価格及び契約額ごとの必要書類等<財産の買入れ(備品購入)の場合>

契約額・予定価格 (税込)	予定価格 設定	一般競争入札		随意契約		契約書
			予定価格 調書	予定価格 調書	見積書	
10万円未満の契約	○			—	1者 以上 (注)	省略可
10万円以上 50万円未満の契約	○			—	2者 以上	省略可
50万円以上 100万円未満の契約	○			—	2者 以上	省略可 ※請書必要
契約額100万円以上、 予定価格160万円以下	○			○	2者 以上	○
予定価格160万円超	○	○	○			○

(注) 契約手続上は省略可能だが、補助金交付申請書には見積書を添付する必要があるので参考見積書は必ず徴取すること。

※ 160万円を超える契約については、実績報告の際、入札結果報告書(参考様式あり)を必ず添付していただきます。

物品購入手続及び補助金申請手続の流れ



8 契約手続き上の留意点

(1) 調達物品等の仕様の確定

- 施設の規模・構造、処遇の内容等から必要となる物品を検討し、カタログ等で情報収集のうえ、発注する物品・委託業務等の仕様を確定します。
- 可能な限り特定の銘柄に限定することなく、他メーカーの同等品で対応できるか検討してください。
- 物品にあたっては、搬入設置費、設置工事費（備品購入に際するもの）も調達の仕様に含め、参考見積書を徴取します。

★主な仕様

物品：寸法、能力、数量等
求人広告：掲載エリア、掲載期間、広告のサイズ等
共通事項：納期、納品場所、納品条件（搬入費用の取扱い等）、保証期間等

(2) 参考見積書の徴取

- 仕様を確定した後、市場価格調査のための参考**見積書**を業者から徴取し、予定価格を決定するための参考とします。
- 参考見積書は、複数業者から徴取してください。

★10万円未満の契約について

埼玉県財務規則第103条の規定では、10万円未満の随意契約をする場合、見積書の徴取は要しないこととなっています。

しかし、補助金の交付申請書に添付する必要があるため、必ず徴取するようにしてください。

★交付申請書に添付する見積書について

交付申請書には、補助対象事業（＝開設準備業務）に要する経費の積算根拠資料として見積書を添付することとなっています。

実績報告書の審査時には、交付決定の内容、すなわち交付申請書に添付の見積書の内容（数量等）の範囲となっているか確認し、その範囲内で対象経費と認めることとなります。

したがって、交付申請書に添付する見積書は、実績報告書にて補助対象とする物品（数量も含め）が全て含まれた見積書を添付してください。

(3) 予定価格の決定

- 上記(2)により情報収集した結果を踏まえ、執行予定額(≒予算)の範囲内で、予定価格を法人の規程における「契約担当者」(法人代表者等)が予定価格を決定します。
(随意契約の場合、予定価格100万円以上(税込)で予定価格調書の作成が必要。)
- 物品購入の競争入札については、原則、最低制限価格は設定しないものとします。
(仕様の設定を厳密に行い、納品に際する検査を適正に行うことで、粗悪品を排除出来ると考えられるため。)

(4) 契約手続方法(一般競争入札・指名競争入札・随意契約の別)を決定

- 県の契約手続に準じて、原則一般競争入札を行います。
- ただし、契約の種類及び予定価格に応じ随意契約によることができる場合があります。
- 県に準じた契約手続が行われていない場合、開設準備のための契約であったとしても補助対象経費と認められません。
- 施設開設に際して購入する物品等は市場に広く流通しているものが主であることから、一般競争入札でなく指名競争入札による方が望ましい場合はほとんどの場合ありません。

(5) - 1 入札 【要・補助対象期間内】

- 必要な期間等を確保した上で、入札を行います。
- 詳しい入札手続の方法は、『社会福祉施設整備費補助に係る工事請負等契約手続基準』及び『社会福祉施設整備費補助に係る工事請負等契約手続指導事項』(いずれも県社会福祉課)、『社会福祉法人向け『契約事務の手引』(令和7年4月1日改訂)』(県福祉監査課)を参照するなどしてください。
- 入札後は**入札結果報告書**を作成し、補助金実績報告書に添付できるようにしてください。入札結果報告書は『社会福祉施設整備費補助に係る工事請負等契約手続基準』別紙3の様式を使用してください。
- **入札金額見積内訳書**を徴取しておいてください(落札者のみで可)。入札金額見積内訳書も補助対象施設に係るもの及び併設施設に係るものを見積書の内訳であらかじめ分けておくと、後の補助金申請に際し便利です。

(5)－2 見積合わせ（随意契約）【要・補助対象期間内】

- 物品の購入に際し、入札予定価格が１６０万円以下である場合等、見積合わせ（随意契約）により契約相手を決定することが出来る場合があります。
- 参考見積書（上記（２）参照）とは別に、随意契約のための「**見積書**」を複数者から徴取します。

(6) 契約（契約書・請書（場合により申込書）の作成）【要・補助対象期間内】

- 入札等により契約相手を決定した後、「**契約書**」を作成します。（契約金額が１００万円未満の場合省略できる。ただし、業務の委託契約などの場合は省略できない。）
- 契約金額が５０万円以上の場合は、「**請書**」を徴取する必要がある。契約書や請書を要しない場合については、「**申込書**」の写しを残しておくなどし、契約日や契約内容（仕様・数量等）が明らかになるようにしてください。
- 作成した契約書等は、実績報告書に添付します。
- 実績報告書の審査においては、契約書に記載された物品等が、交付決定の内容、すなわち、交付申請書に添付された見積書の内容と同一、もしくはその範囲内かどうかを審査します。
- 納品や支払の期日が補助対象期間内となるよう留意してください。

(7) 納品（債務の履行）【要・補助対象期間内】

- 納品に際して、相手方から「**納品書**」を徴取してください。また、契約内容どおりの仕様・数量か検査してください。
- 徴取した納品書及び写真を実績報告書に添付します。

★備品購入以外の場合

「納品書」に相当するものとして、契約額に対する債務の履行が確認できる「**証拠書類**」（業務完了報告書等）が必要になります。証拠書類がない場合、補助対象経費と認められない場合があります。

事前に契約の相手方に対し、そうした書類を発行してもらう必要があることを事前に説明しておくことが必要です

(8) 請求・支払【要・補助対象期間内】

- 納品完了後、**請求書**を収受し、支払手続きを行います。
- 支払後、相手方から**領収書**を徴取し、実績報告書に添付します。支払に使用した**振込依頼書**や**振込明細**を保存しておき、領収書が発行されない場合等に応じた実績報告書に添付します。
- デビットカード払い、クレジットカード払いでの支払いは真に補助対象となる経費の額、支出日等の特定が困難なため避けてください。
- ポイントでの支払いは、その支払い分全額が補助対象となりません。
- 「補助対象期間内の支払」は相手方の口座に補助対象期間内に契約額が振り込まれることを指します。法人内部の支出手続を補助対象期間内に終えただけでは、支払がされたとは認められません。また、開設日前日が週休日等にあたる場合、振込依頼を補助対象期間内に行っても、相手方への振込が開設後になり、補助対象期間内の支払と認められない場合があるので注意してください。

9 人件費・法定福利費に係る交付申請・実績報告

(1) 対象

○大規模化にあたって増員する看護職員の研修期間中の人件費及び法定福利費

○サテライト型事業所を設置する場合の、事業所設置準備業務にあたる職員の人件費及び法定福利費

○サテライト型事業所に配置される看護職員の研修期間中の人件費及び法定福利費

※ 採用する看護職員のうち1名以上は常勤の看護職員としてください。

※ 補助対象期間は、最後に採用した常勤看護職員の研修期間終了日までです。その時点までに研修期間が終了していない非常勤看護職員は補助対象外となります。

※ 非常勤職員から常勤職員への変更は、その職員以外にも常勤の看護職員を採用した場合のみ補助対象となります。ただし、非常勤職員が常勤職員となる際にかかる経費のみ補助対象となります。

※研修期間とは、診療報酬及び介護報酬の算定を受ける訪問看護を行わない期間をいう。(報酬請求を行う訪問看護を最初に行った日以降の期間は対象外とする。)

10 補助を受けた物品の取扱い

(1) 財産処分制限

埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金を活用して購入した物品（取得価格30万円以上）については、耐用年数を経過するまでは知事の承認を受けずに補助対象事業以外の目的での使用、譲渡、廃棄等を行うことはできません。

耐用年数は、物品ごとに異なります。詳細は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）。

(2) 物品の管理について

補助金を活用して購入した物品は、備品台帳を作成し適切に管理してください。

(3) 仕入れ税額控除の報告

交付した補助金は、補助事業者の収入として消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当します。

補助事業者が、補助金の交付を受けて補助事業を実施するに当たり、課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入れ税額控除した場合、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないことになります。

このことから、補助金交付要綱において、実績報告書の提出後に確定申告により仕入れ税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定した場合、県に報告してください。

報告内容により、相当額の返還が必要となる場合があります。

11 申請期限及びスケジュール

(1) 申請期限

毎月月末締めのご随時受付とし、最終提出期限は令和7年12月15日（月）とする。
ただし、交付申請の受付状況に応じ、変更する場合があります。

(2) スケジュール

	補助事業者 (補助金を受ける法人)	埼玉県
交付申請 交付決定	【交付申請書の作成】 ・別掲「手引き」を参照のうえ、書類を作成してください。 【交付申請時期】 締 切：毎月末日 最終締切：令和7年12月15日（月）	【交付決定】 ・随時審査を行い、補助金の交付を決定し、通知します。 ・なお、受付状況によっては申請額のとおり交付が決定されない場合があります。
実績報告 交付額確定	【実績報告書提出】 ・事業完了後(※)7日以内。 (※)基準日が事業完了日となります。 「大規模化」の基準日は増員する看護職員の研修期間終了の翌日、「サテライト型事業所設置」の場合、開設日です。	【交付額確定】 ・実績報告書を審査し、補助金交付額を確定し、通知します。
請求 支払	【請求書提出】 ・交付額確定通知が発出された後、速やかに提出してください。	【支払時期】 ・請求書收受後、約2週間程度で支払います。

12 問い合わせ先

埼玉県庁福祉部高齢者福祉課施設整備担当

電話：048-830-3260 ／ 電子メール：a3240-23@pref.saitama.lg.jp